

長岡京市重度障がい者等就労支援特別事業

令和4年4月1日より、重度障がいのある方の就労を支援する事業を開始します。

対象者

以下の要件に全て該当される方

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- 民間企業で雇用されている方(※1)、又は自営業(※2)の方で通勤や職場における支援が必要な方
- 1週間の所定就労時間が10時間以上の方(今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。)
- 長岡京市に居住している方(就労場所は長岡京市内に限定しません。)

※1 就労継続支援A事業所の利用者は除きます。

※2 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます(国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除きます。)

支援の内容

【①企業に雇用されている方の場合】

民間企業が、重度障がいのある方等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援を行います。

	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
通勤支援	各年度3箇月まで	各年度4箇月目以降
職場等における業務介助(※3)	○	—(助成金で対応)
職場等における業務外の福祉的支援(※4)	×(助成金の対象外)	○

※3 職場等における業務介助(JEEDの助成金を活用) 雇用施策

文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付添い等

・文書の朗読・作成、機器の操作、入力作業、業務上の外出の付添い等の”高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が認める業務上の支援は、JEEDが実施する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(以下、「助成金」)を活用していただくことができます。

・助成金の受給には要件及び審査があり、障がい者を雇用する事業主がJEEDに対し、助成金の申請手続きを行う必要があります。

※4 職場等における業務外の福祉的支援(本事業で支援)

喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

【②自営業の方の場合】

重度障がい者等が自営業者等として働く場合、JEEDの助成金の対象とならないため、1箇月目から本事業単独で支援を行います。

	助成金を活用	本事業で支援
通勤支援(就労中の外出を含む)	/	○
職場等における業務介助		○
職場等における業務外の福祉的支援		○

サービス提供事業者

サービス提供を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護または行動援護を行っている指定障害福祉サービスを行う事業者となります。

支給量上限(1箇月あたりの上限)

- ・重度訪問介護の支給決定を受けている方 : 120時間
- ・同行援護または行動援護の支給決定を受けている方: 80時間

利用者の負担

サービス利用に要した費用の1割。(利用世帯の市民税課状況により、自己負担月額に上限設定あり。)

対象		月額負担上限額
市民税課税世帯	所得割16万円以上	37,200円
	所得割16万円未満	9,300円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0円

申請

随時受付しています。申請者別の手続きフロー等は別紙2をご参照ください。

申請にあたっては、通勤や職場等における支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が必要となります。

相談先

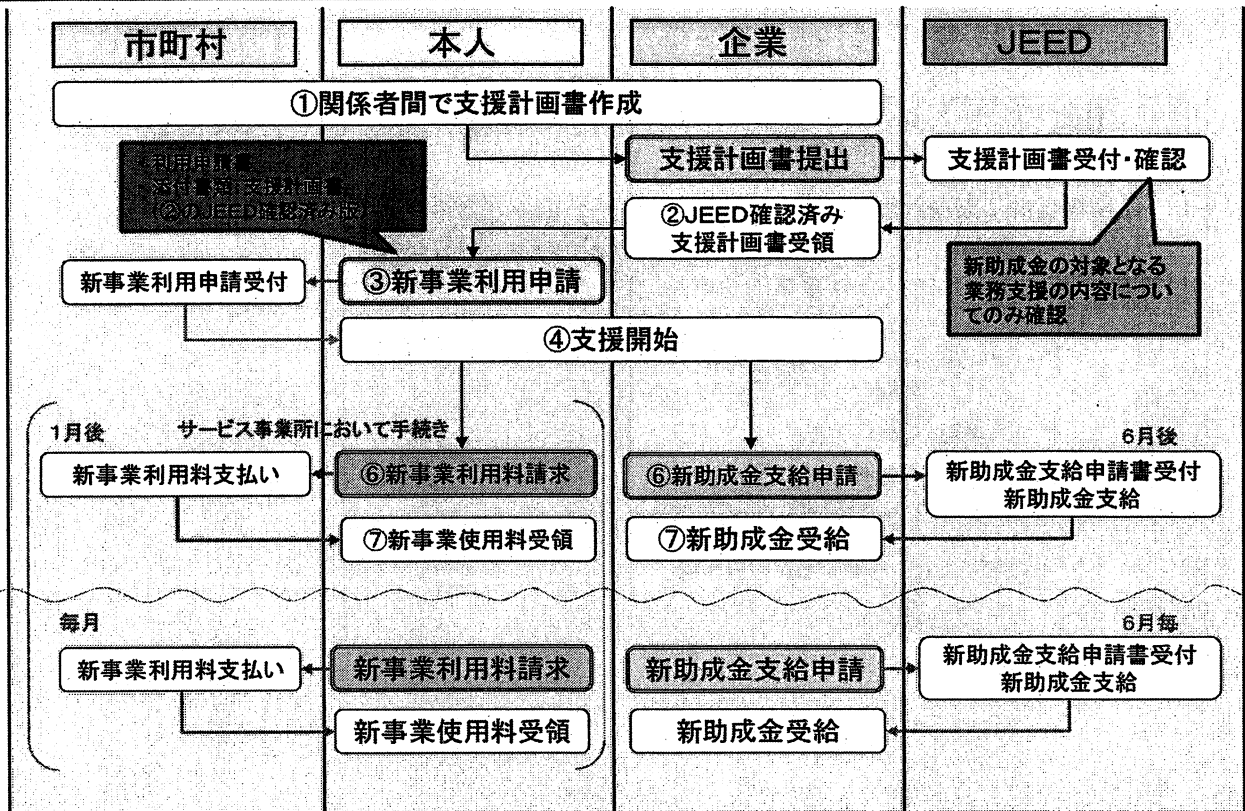
○本事業全般のご相談

長岡京市 障がい福祉課 障がい支援係(分庁舎3) TEL955-9710

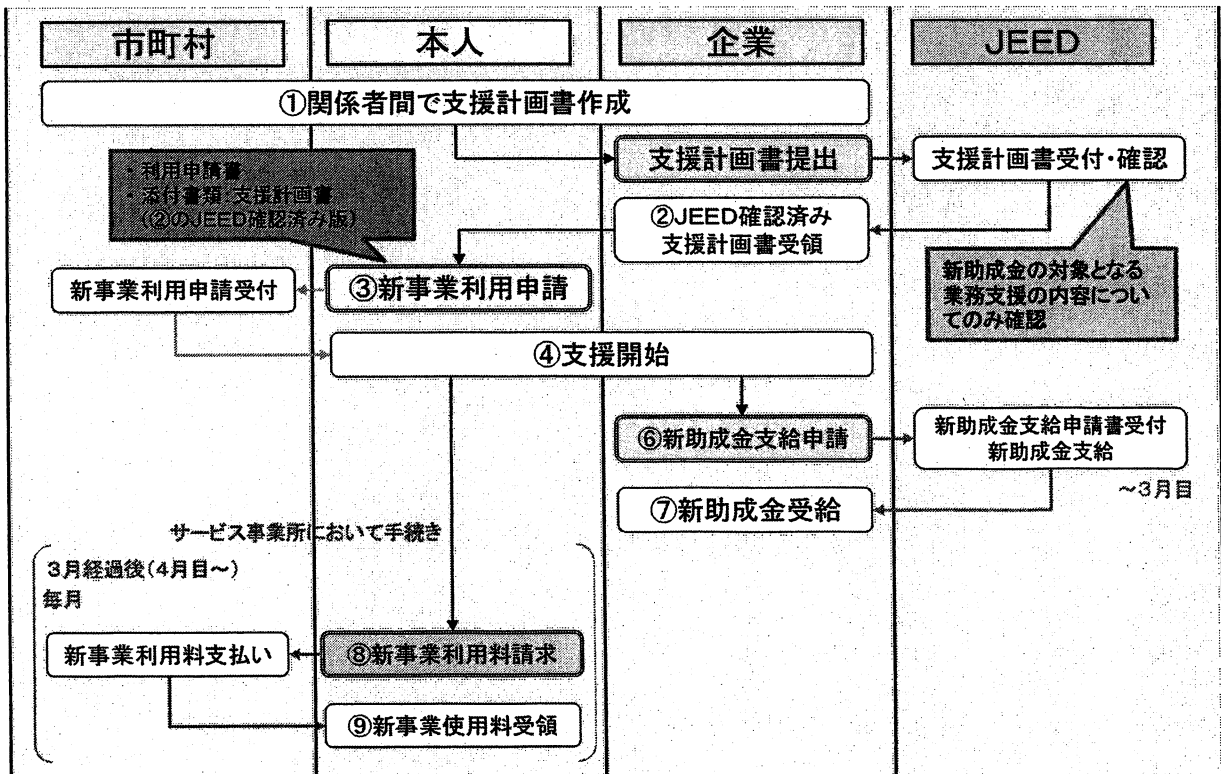
○助成金のご相談・申請先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)京都支部 TEL951-7481

- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)にて当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、新事業の利用申請(③)し、新事業利用開始(④)
- サービス事業所→市町村に対して新事業利用料請求(代理受領)と市町村→サービス事業所に対して利用料支払い
企業→JEEDに対して新助成金の支給申請とJEED→企業に対して新助成金の支給(⑥⑦)



- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、JEEDにて、当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、新事業の利用申請(③)し、新事業利用開始(④)
- 企業→JEEDに対して新助成金の支給申請とJEED→企業に対して新助成金の支給(⑥⑦)
- (新助成金の支給期間(3ヶ月)経過後、)サービス事業所→市町村に対して新事業利用料請求(代理受領)と市町村→サービス事業所に対して利用料支払い(⑧⑨)



事業の実施フローⅢ
(自営業者等)

- 関係者間で支援計画書を作成(①) ※自営業者等については支援計画書を作成しなくても差し支えない
- 本人→市町村に対し、新事業の利用申請(②)(支援計画書がある場合は添付書類として添付)し、新事業利用開始(③)
- サービス事業所→市町村に対して新事業利用料請求(代理受領)と市町村→サービス事業所に対して利用料支払い(④⑤)

